

第三次行財政改革実行プラン

平成23年7月 福 井 県

目次

策定の趣旨	1
I 質の行革の推進	
県民主体の政策・サービスの推進	7
多様な主体・手法による県民サービスの展開	9
市町との連携強化による県民サービスの充実	10
先進的な政策の展開	11
仕事の進め方改革	12
創造性やチャレンジ精神あふれる職員の育成	13
災害等に対する体制整備	14
II 最適な行政運営の推進	
現場機能の強化・効率化	17
外郭団体等の経営体制の強化	22
定員管理の適正化	25
給与等の適正化	26

Ⅲ 健全財政の堅持

歳入の確保 29

歳出の合理化 32

財政情報の公開 35

策定の趣旨

1 これまでの行財政改革の実績

平成16年2月に策定した「福井県行財政構造改革プログラム」(推進期間:平成15年度から18年度)については、職員数の削減や外郭団体等の統廃合等の目標を1年前倒しで達成しました。

これを踏まえて、平成18年3月に「行財政改革実行プラン」(推進期間:平成17年度から21年度)、平成20年2月に「新行財政改革実行プラン」(推進期間:平成19年度から22年度)を策定し、職員数のさらなる削減や出先機関の再編、電気事業の売却、土地開発公社等の解散、財務管理の適正化等を進めてきました。

この結果、平成23年4月現在の職員数(一般行政部門)は2,873人で、平成17年4月と比較して11.0%削減となり、全国最少水準となっています。また、平成22年度末の基金残高は395億円を確保し、目標の108億円を上回りました。

2 継続的な行財政改革の必要性

平成22年12月に策定した「福井県民の将来ビジョン」では、概ね10年先を見通して、県の方向性や福井の将来像を描き、その実現のための戦略を掲げています。

この「将来ビジョン」に掲げる福井が目指す将来像を実現し、国体や今後の行政需要に対応するための行財政基盤を確立していく必要があります。

また、「福井新々元気宣言」では、「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンと、これを実現する12の政策を掲げています。

これらの12の政策を中心として福井の「元気」を大きくし、明るい「希望」を次の世代につなぐ政策を実現していく必要があります。

さらに、地方の自主性や自立性の拡大に向けた取組みが進んでおり、「地方こそが国を支えている」、「地方から国を変えていく」という気概を持って「地方からの政策」を実行に移していく必要があります。

このようなことから、これまでの行財政改革の達成状況を踏まえ、今後も継続して行財政改革を進めていくこととします。

3 行財政改革の基本的な考え方

グローバル化の進展や本格的な人口減少・超高齢社会の到来、価値観・ライフスタイルの多様化など本県を取り巻く環境は大きく変化しています。また、東日本大震災とそれに起因する原子力発電所の事故といった未曾有の事態に直面し、日本経済や国民生活など様々な面で影響を受けています。

こうした中、新たな行政ニーズにも的確に対応し、県政のさらなる発展に向けた政策や質の高い県民サービスを実現していくためには、様々な課題に果敢に挑戦するとともに、スピード感をもって政策を企画立案、実行することが必要です。

このため、今後は、次の基本理念に基づき、行財政改革を効果的に推進します。

(1)スピーディ行政の実行

県民ニーズに応えるサービスのスピードアップを図ります。

(2)「つながり力」を活かした県政の実現

民間や他県、大学など多様な主体とともに政策課題を解決し、サービスを拡大・向上します。

(3)「最大活用」によるコンパクト県政の強化

持てる行政資源(職員、施設、予算など)を最大活用し、スリムでコンパクトな行財政体制の中で最大の効果を生み出します。

また、これまでの行政コストを縮減する「量的な改革」に加え、行政効率の向上や新たな政策を行うための「質的な改革」を積極的に進めます。

(1) 質の行革の推進

県民主体の政策・サービスの推進、多様な主体・手法による県民サービスの展開、先進的な政策の展開など質の行革を推進します。

(2) 最適な行政運営の推進

限りある行政資源を最大活用し、複雑化・多様化する行政サービスを効率的に提供できる最適な行政運営を推進します。

(3) 健全財政の堅持

歳入の確保、歳出の合理化を進め、新たな行政需要にも対応できる財政基盤を確立し、将来に向けて健全な財政運営を堅持します。

4 第三次行財政改革実行プランの推進期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

なお、これまでに策定した「福井県行財政構造改革プログラム」「行財政改革実行プラン」「新行財政改革実行プラン」に掲げた項目についても、既に実施済みのものを除き、引き続き推進していきます。

5 推進方法

- ・本プランに掲げた取組項目については、順次、実施時期や内容等を明確にして改革を進めます。
- ・各部の企画幹を行財政改革推進員とするとともに、行財政改革を推進する組織風土を醸成し、個々の職員の意識の向上を図ります。
- ・企業経営者や学識経験者等で構成する行財政改革推進懇談会を開催し、行財政改革の進捗状況について意見、助言を継続的に求めていきます。